

母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令案新旧対照表

○母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（児童に対する母子福祉資金の貸付け）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 法第十三条第三項の規定により児童（二十歳以上である者を含む。以下この項において同じ。）に前項に規定する資金を貸し付けることができるのは、当該資金の貸付けを受けていた配偶者のない女子の死亡の際当該児童が次の各号のいずれかに該当する場合（当該資金の貸付けに係る第八条第四項の保証人がある場合にあつては、その同意があつたときに限る。）とする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>（貸付金額の限度）</p> <p>第七条（略）</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 法第十三条第一項第三号に規定する資金であつて、配偶者のない女子が同号に規定する知識技能を習得するのに必要なもの（以下この章において「技能習得資金」という。）知識技能を習得する期間中五年を超えない範囲内において月額六万五千元</p> <p>五 法第十三条第一項第三号に規定する資金であつて、配偶者のない女子が扶養している児童が同号に規定する知識技能を習得するのに必要なもの（以下この章において「修業資金」という。）知識技能を習得する期間中五年を超えない範囲内において月額六万五千元</p>	<p>（児童に対する母子福祉資金の貸付け）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 法第十三条第三項の規定により児童（二十歳以上である者を含む。以下この項において同じ。）に前項に規定する資金を貸し付けることができるのは、当該資金の貸付けを受けていた配偶者のない女子の死亡の際当該児童が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該資金の貸付けに係る第九条第一項の保証人の同意があつた場合とする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>（貸付金額の限度）</p> <p>第七条（略）</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 法第十三条第一項第三号に規定する資金であつて、配偶者のない女子が同号に規定する知識技能を習得するのに必要なもの（以下この章において「技能習得資金」という。）知識技能を習得する期間中三年を超えない範囲内において月額六万五千元</p> <p>五 法第十三条第一項第三号に規定する資金であつて、配偶者のない女子が扶養している児童が同号に規定する知識技能を習得するのに必要なもの（以下この章において「修業資金」という。）知識技能を習得する期間中三年を超えない範囲内において月額六万五千元</p>

(修業施設において知識技能を習得する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことにより児童扶養手当等を受けることができなくなった配偶者のない女子が扶養している当該児童に係るものについては、六万五千元に児童扶養手当法第五条第一項に規定する額を加算した額)

(貸付方法及び利率)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 修学資金、修業資金、就職支度資金(配偶者のない女子が扶養している児童に係るものに限る。次条第一項において同じ。)及び就学支度資金の貸付金は、無利子とし、その他の母子福祉資金貸付金については、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を年一・五パーセントとする。

5 (略)

(保証人及び連帯債務を負担する借主)

第九条 修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付けを受けようとする者(配偶者のない女子が扶養している者に限る。)は、保証人を立てなければならない。

2 前条第四項及び前項の保証人は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第十七条の規定による違約金を包含するものとする。

3・4 (略)

(修業施設において知識技能を習得する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことにより児童扶養手当等を受けることができなくなった配偶者のない女子が扶養している当該児童に係るものについては、六万五千元に児童扶養手当法第五条第一項に規定する額を加算した額)

(貸付方法及び利率)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金(知識技能を習得している者、医療又は介護を受けている者に係るもの及び第三条第四号に規定する資金の貸付け(厚生労働省令で定める範囲のものに限る。)に限る。)及び就学支度資金の貸付金は、無利子とし、その他の母子福祉資金貸付金については、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を年三パーセントとする。

5 (略)

(保証人及び連帯債務を負担する借主)

第九条 母子福祉資金の貸付けを受けようとする者(法第十四条の規定による資金の貸付けを受けようとする者を除く。)は、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第十七条の規定による違約金を包含するものとする。

3・4 (略)

(償還を免除することができない場合)

第二十条 法第十五条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、
第八条第四項若しくは第九条第一項の保証人又は当該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者と連帯して償還の債務を負担した、若しくは負担する借主がある場合であつて、当該保証人又は当該借主が当該母子福祉資金貸付金の未済額を償還することができると認められるときとする。

(高等職業訓練促進給付金)

第三十条 (略)

2 (略)

3 高等職業訓練促進給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 受給資格者及び当該受給資格者と同じの世帯に属する者が高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度(四月から七月までに当該高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。次条第三項において同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。同項において同じ。) 月額十四万円

4 前号に掲げる者以外の者 月額七万五百円
(略)

(償還を免除することができない場合)

第二十条 法第十五条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、
保証人又は当該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者と連帯して償還の債務を負担した、若しくは負担する借主がある場合であつて、その借主が当該母子福祉資金貸付金の未済額を償還することができると認められるときとする。

(高等職業訓練促進給付金)

第三十条 (略)

2 (略)

3 高等職業訓練促進給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 受給資格者及び当該受給資格者と同じの世帯に属する者が高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度(四月から七月までに当該高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。次条第三項において同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。同項において同じ。) 月額十万三千円

4 前号に掲げる者以外の者 月額五万五千五百円
(略)

(二十歳以上である子等に対する寡婦福祉資金の貸付け)

第三十三条 (略)

2 第五条第二項の規定は、法第三十二条第一項において準用する法第十三条第三項の規定による二十歳以上である子等に対する前項に規定する資金の貸付けについて準用する。この場合において、第五条第二項中「第八条第四項」とあるのは、「第三十七条第二項において準用する第八条第四項」と読み替えるものとする。

(貸付金額の限度)

第三十六条 (略)

一(三) (略)

四 法第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第三号に規定する資金であつて、寡婦が同号に規定する知識技能を習得するのに必要なもの(以下「技能習得資金」という。)知識技能を習得する期間中五年を超えない範囲内において月額六万五千元

五 法第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第三号に規定する資金であつて、寡婦等が扶養している二十歳以上である子等が同号に規定する知識技能を習得するのに必要なもの(以下「修業資金」という。)知識技能を習得する期間中五年を超えない範囲内において月額六万五千元

六(十二) (略)

第三十七条 (略)

2 第八条第二項から第五項までの規定は、寡婦福祉資金貸付金の貸付方法及び利率について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第三十七条第二項において準用する第八条第二項

(二十歳以上である子等に対する寡婦福祉資金の貸付け)

第三十三条 (略)

2 第五条第二項の規定は、法第三十二条第一項において準用する法第十三条第三項の規定による二十歳以上である子等に対する前項に規定する資金の貸付けについて準用する。この場合において、第五条第二項中「第九条第一項」とあるのは、「第三十八条において準用する第九条第一項」と読み替えるものとする。

(貸付金額の限度)

第三十六条 (略)

一(三) (略)

四 法第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第三号に規定する資金であつて、寡婦が同号に規定する知識技能を習得するのに必要なもの(以下「技能習得資金」という。)知識技能を習得する期間中三年を超えない範囲内において月額六万五千元

五 法第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項第三号に規定する資金であつて、寡婦等が扶養している二十歳以上である子等が同号に規定する知識技能を習得するのに必要なもの(以下「修業資金」という。)知識技能を習得する期間中三年を超えない範囲内において月額六万五千元

六(十二) (略)

第三十七条 (略)

2 第八条第二項から第五項までの規定は、寡婦福祉資金貸付金の貸付方法及び利率について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第三十七条第二項において準用する第八条第二項

「と、同条第四項中「就職支度資金（配偶者のない女子が扶養している児童に係るものに限る。次条第一項において同じ。）及び就学支度資金」とあるのは「及び就学支度資金」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第三十八条 第九条から第十一条まで、第十二条（第二項第二号及び第三号を除く。）、第十三条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定は、寡婦福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九条第一項	就職支度資金又は <u>就学支度資金</u>	又は <u>就学支度資金</u>
第九条第二項	前条第四項及び前項	第三十七条第二項において準用する <u>第八条第四項</u> 及び <u>第三十八条</u> において準用する <u>第九条第一項</u>
	第十七条	第三十八条において準用する <u>第十七条</u>
（略）	（略）	（略）
第十四条	（略）	（略）
第十五条	法第十四条	法第三十二条第三項において準用する法第十四条
（略）	（略）	（略）
第二十条	法第十五条第一項ただし書	法第三十二条第四項において準用する法第十五条第一項ただし書

「と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第三十八条 第九条から第十一条まで、第十二条（第二項第二号及び第三号を除く。）、第十三条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定は、寡婦福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九条第一項、第十五条	法第十四条	法第三十二条第三項において準用する法第十四条
第九条第二項	第十七条	第三十八条において準用する <u>第十七条</u>
（略）	（略）	（略）
第十四条	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第二十条	法第十五条第一項ただし書	法第三十二条第四項において準用する法第十五条第一項ただし書

第八条第四項若しくは
第九条第一項

第三十七条第二項におい
て準用する第八条第四項
若しくは第三十八条にお
いて準用する第九条第一
項

(貸付事務費に充当できる利子等の割合)
第四十一条 法第三十六条第四項に規定する政令で定める割合は、十分
の十とする。

附則

第三条 (略)

(平成二十四年三月三十一日までに修業を開始した受給資格者に支給
する高等職業訓練促進給付金に関する特例)

第三条の二 母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成二
十一年政令第百四十九号)の施行の際現に第三十条第一項の養成機関
において修業し、又は同令の施行の日から平成二十四年三月三十一日
までに同項の養成機関において修業を開始した同項に規定する受給資
格者に対して、高等職業訓練促進給付金を支給する場合における同条
第四項の規定の適用については、同項中「期間の二分の一に相当する
期間(その期間が十八月を超えるときは、十八月)」とあるのは、「一
期間に相当する期間」とする。

第四条〜第七条 (略)

(貸付事務費に充当できる利子等の割合)
第四十一条 法第三十六条第四項に規定する政令で定める割合は、三分
の二とする。

附則

第三条 (略)

第四条〜第七条 (略)